



報道関係者 各位

令和4年4月14日（木）

【照会先】

奈良労働局総務部総務課

課長 森 龍哉

総務企画官 鈴木 泰吏

（電話） 0742（32）0201

奈良労働局労働保険徴収室職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年4月13日（水）、奈良労働局総務部労働保険徴収室（奈良市法蓮町387（奈良第3地方合同庁舎2階）、以下「労働局」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しており、4月8日（金）午前中まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、窓口には飛沫防止アクリル板を設置の下、終日マスクを装着して勤務していましたが、12日（火）の早朝から発熱し、同日にPCR検査を受けて、13日（水）に感染が確認されたものです。

労働局では、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

当該職員の行動履歴を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。